

意見書第3号

平成31年3月25日

高島市議会議長 廣本 昌久 様

提出者	高島市議会議員	澤本	長俊
提出者	高島市議会議員	梅村	勝久
提出者	高島市議会議員	福井	節子
提出者	高島市議会議員	高木	広和
提出者	高島市議会議員	大槻	ゆり子
提出者	高島市議会議員	早川	浩徳

妊婦が安心できる医療体制の充実と健康管理の推進を求める意見書
案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、高島市議会会議規則第14条第1項の
規定により提出します。

妊婦が安心できる医療体制の充実と健康管理の推進を求める 意見書

妊娠中の女性は、診断が難しい疾患や合併症を発症する可能性が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあるため、医師は注意深く判断をする必要がある。また、流産や死産の原因となる感染症など、特に注意を払わなければならない病気もあり、高い診療技術が必要になることから、妊娠中の女性が病気やけがで外来診療を受けると、医療費が上乘せされる「妊婦加算」制度が平成30年4月の診療報酬の改定の際に導入された。

しかし、この妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

そこで、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項に取り組むことを求める。

記

- 1 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
- 2 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができる機会を設けること。
- 3 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、より開かれた議論を行うこと。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月25日

滋賀県高島市議会議長 廣本 昌久

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 あて